

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成28年5月23日 定例庁議	
開催日時	平成28年5月23日（月）	午前9時 6分から 午前9時37分まで
開催場所	市長公室	
出席者	田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、 上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康 づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道 部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部 長、塩野監査委員事務局長 （担当課） 比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹 兼課長補佐、久保田同課専門員兼区画整理係長、丸山同課都 市計画係長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、 同課政策企画係小野主任	
会議内容	1 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について 2 長期未整備都市計画道路の見直しについて 3 平成28年第2回朝霞市議会定例会提出議案について	
会議資料	1 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について 2 長期未整備都市計画道路の見直しについて 3 平成28年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の 必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について

【説明】

（担当課 1：比留間）

都市計画マスタープランの中間見直しにかかる改定である。

本市の都市計画マスタープランは平成17年3月に策定し、目標年次を概ね20年先の平成37年と設定しており、このたび、その中間年次の10年を迎えたことから、平成25年度から約3年かけこの計画の見直しを進めてきた。

計画の具体的な見直し作業としては、学識経験者や関係団体、行政機関、市議会議員、公募市民で構成する都市計画マスタープラン検討委員会を9回開催した。また、まちづくりに関連する23部署の庁内検討委員会を9回開催し検討をすすめ、21回開催した地域別懇談会での意見や市民意識調査の結果、現行計画を策定してからの10年のまちの変化等を踏まえ、素案を策定し、パブリックコメントを先月27日に開催した朝霞市都市計画審議会の審議を経て、計画案を策定した。

朝霞市都市計画マスタープランの本編について、本市の都市計画マスタープランは、序章から第4章及び資料編の構成となっている。

序章は、3ページから8ページで、策定及び見直しの背景や、目標年次などを記載している。

第1章は、11ページから45ページで、本市の現況と主要課題である。40ページの記載について、今回の見直しの検討により、まちづくり主要課題を整理したもので、今後のまちづくりの可能性としては、「人口」、「交通」、「住みよさ」とし、課題としては、「安全・安心」、「にぎわい」、「高齢化」、「財政」とした。

41ページについて、まちづくりの主要課題を踏まえ、今後10年で取り組むべき「まちづくりキーワード」として26項目を抽出した。

具体的に主な内容としては、41ページでは（1）土地利用として、地域の拠点となる医療・福祉ゾーンの形成、大規模跡地の活用、43ページでは、（4）市街地整備として、民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成、老朽対策などのマンションの管理の適正化、44ページでは、（5）安全・安心として、集中豪雨などの浸水対策の推進、空き家等対策などである。

第2章は49ページから96ページで、全体構想として、まちづくりの目標や分野別方針である。

49ページについて、1. まちづくりの目標では、第5次朝霞市総合計画との連携を深めるため、将来像（ビジョン）と将来像の基本概念（コンセプト）を第5次朝霞市総合計画と同じものを掲げることとした。

次に、58ページの将来都市構造図と59ページの将来都市構造のまとめを記載している。将来都市構造として見直した主な内容は、根岸台3丁目の大規模跡地周辺を内間木地域を含む市の北東部の「地域拠点」として、商業機能の誘導を図るよう位置づけた。

また、健康増進センター、総合福祉センター、東洋大学などの公共公益施設が立地する地区を「医療と福祉の拠点」とし、市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的立地を図るよう位置づけた。

さらに、朝霞第四小学校跡地及び周辺の国道254号沿道地区と根岸台3丁目の大規模工場跡地及び大字台地内の東地区の一部を「まちづくり重点拠点」として、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組む地区として位置づけた。

続いて60ページから96ページについて、2. 分野別方針では、「土地利用」、「道路交通」、「緑・景観・環境共生」、「市街地整備」、「安全・安心」の5つの分野別に目標を設定している。

先程説明した26項目の「まちづくりキーワード」をふまえて、記載内容を見直した。

続いて、第3章は99ページから145ページについて、地域別構想である。100ページに地域別構想として、市内を5地域に設定し、地域毎に課題や将来像、基本方針を定めている。

今回の見直しにあたって、各地域でワークショップやタウンウォッチング、各地域合同で成果発表会など、21回の地域別懇談会を行い、見直しを行った。

最後に、第4章は149ページから163ページで、計画の実現に向けてである。

156ページに、この章で見直した主な内容として、地域別構想に掲げる地域づくりの目標等を実現するため、地域の発意に基づき、地域の市民、企業、行政の協働によって地域のまちづくりの課題に取り組んでいく「リーディング協働プロジェクト」を先行的、重点的に検討し、実施につなげていくことを新たに位置づけた。

なお、163ページ以降の資料編と本編に掲載する写真については、現在作成中である。5月末までに調整し、6月より本改訂版の施行をしたいと考えている。

[5月16日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

特に質疑等なく、原案のとおり決定した。

【質疑】

なし

【意見等】

(田中副市長)

都市計画マスタープランは全庁的なものであるため、全庁的に内容を把握し、総合計画と同様、都市計画マスタープランの考え方をどう具体化するか個別の事業へ反映させていきながら、庁内に普及するように考えてほしい。

【結果】

原案のとおり決定する

2 長期未整備都市計画道路の見直しについて

【説明】

(担当課1：比留間)

長期未整備都市計画道路の見直しについて、中央通線の全線及び駅西口富士見通線の一

部区間を廃止し、本町二丁目地内に区画街路を新設することを諮るものである。

まず、「1. 概要」として、今回の都市計画道路の見直しは、埼玉県においても本格的な人口減少、超高齢化社会の到来が迫っているなど、社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しを行うため、埼玉県と連携し、本市の重要路線の都市計画道路の検証、見直し作業を進めたものである。

見直しにあたっては、事業中区間及び未整備区間を有する路線を抽出、都市計画決定以後の社会状況の変化に伴う道路の必要性、上位計画等との整合性、道路網の観点から検討など、3段階による検討を行った。

2ページから4ページは各段階の検討作業で抽出した見直し結果である。

3ページの(3)見直し路線の選定は、最終の第3段階に抽出された中央通線と駅西口富士見通線について検討を行った結果である。

まず、中央通線については、都市計画決定後、本路線に連結する和光都市計画道路が廃止され、広域的な交通ネットワークとしての連続性が失われたことに加え、本路線に近接して郷戸特別緑地保全地区に指定された斜面林等の貴重な自然環境が残されていること、更に、市道1号線等の周辺道路についても整備が進捗していること等である。

次に、駅西口富士見通線については、起点となる中央通線が廃止された場合、都市計画道路間を結ぶ交通ネットワーク機能の必要性が失われてしまう。しかしながら、朝霞駅南口の駅前通りである県道朝霞蕨線から市道5号線の区間については、現行計画の18mの幅員は必要ないものの、地域住民の要望や周辺地域の防災向上の観点から、代替する2車線道路の整備が求められていることから、道路構造令に規定する12mの幅員で区画街路を新設したいと考えている。

このような状況を踏まえ、中央通線は全線廃止、駅西口富士見通線は未整備区間である中央通線との交差点部である起点から県道朝霞蕨線までの区間の廃止及び市道5号線から県道朝霞蕨線までの区間の区画街路の新設を行いたいと考えている。③関連する都市計画の変更方針として、中央通線の廃止に伴い沿道用途として設定していた用途地域及び高度地区を変更するか検討する必要があるが、建築物の規模や用途に関する規制があるため、関係する地権者などへの影響が大きいことから7月ごろに開催する市民説明会による市民の意見を踏まえて具体的な変更内容を決定したいと考えている。

また、その他に根岸台5丁目土地区画整理事業の事業計画も変更する必要がある。根岸台5丁目土地区画整理事業については、中央通線を約269m整備する事業計画となっているので、根岸台5丁目土地区画整理組合としては、市が中央通線の廃止の告示をするのと同時に、中央通線周辺の概ね2.2ヘクタールを事業地区からはずして新たに事業地区面積を減らして、約11.6ヘクタールとした事業計画の変更告示を行う必要がある。

「4. 今後のスケジュール」について、一連の都市計画変更については、都市計画法に規定する手続きを行い、平成29年1月頃に、都市計画決定となる告示を行いたいと考えている。

なお、用途地域及び高度地区の都市計画の変更については、法手続きを11月ごろより行い、都市計画道路と同様に平成29年1月に都市計画決定を行いたいと考えている。

また、根岸台5丁目土地区画整理事業についても、平成29年1月に事業計画変更認可の

告示を行いたいと考えている。

[5月16日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

- ・中央通線全線廃止に関して、評価項目及び評価の判定理由で有形文化財が存在しているとあるが、都市計画道路決定の際にはなかったものなのかという問いに対して、都市計画道路決定当時は、文化財等の存在は考慮しておらず、広域なネットワークを勘案して決定していた。しかしながら、今回のような見直しの際には、埼玉県からの方針が示されていることから、文化財等を評価項目に入れた。
- ・朝霞都市計画決定された道路の中で、中央通線以外にも、下の原通線の整備状況が0%となっているが、これは廃止としないのかという問いに対して、下の原通線は埼玉県が決定権を持っており、埼玉県の判断により見直しの対象になっていない。
- ・整備状況の完成率の低さが見直しの理由ではないのかという問いに対して、道路の必要性や着手状況等を考慮して決定している。
- ・根岸台五丁目土地区画整理事業区域に中央通線がかかっているが、今回の廃止に伴う影響はどのようなものかという問いがあったが、今回の庁議では事前に説明されていた。
- ・路線廃止に伴う沿道用途の見直しについて影響をどのように把握しているか、またどのような作業を考えているのかという問いがあったが、今回の庁議では事前に説明された。

【質疑】

なし

【結果】

原案のとおり決定する

3 平成28年第2回朝霞市議会定例会提出議案について

[説明]

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて

(上野総務部長)

- ・地方税法等の一部を改正する等の法律の交付にともない、朝霞市税条例等の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・改正内容は、固定資産税において、再生可能エネルギー発電設備などに対する地域決定型地方税制特別措置の導入により、課税標準の特例措置を新たに規定するもののほか、地方税法の改正にともない、引用条項の整備などを行うものである。

[質疑]

なし

[説明]

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて

(上野総務部長)

- ・地方税法の一部を改正する等の法律の交付にともない、朝霞市都市計画税条例の一部を

改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

- ・改正内容は、地域決定型地方税特別措置の導入により、都市計画税の課税標準の特例措置を新たに規定するもののほか、地方税法の改正にともない、引用条項の整備などを行うものである。

[質疑]

なし

[説明]

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて

(藪塚健康づくり部長)

- ・地方税法の一部を改正する等の法律の公布にともない、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。
- ・専決処分とした理由は、国民健康保険税軽減措置の拡充がはかれるようになったことにより改正を行ったもので、課税事務に支障をきたさぬよう4月1日から活用する必要があるため。
- ・改正内容については、対象となる軽減判定の算定における被保険者の数に乗すべき金額を引き上げ軽減世帯の拡充をはかったものである。
- ・改正による影響は、平成28年4月末現在の推計によると、5割、2割それぞれの軽減世帯が4106世帯から4198世帯となり、92世帯176人、金額は153万9076円の拡充である。

[質疑]

なし

[説明]

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて

(重岡危機監理監)

- ・改正内容は、事務分掌規則の一部改正により本年4月1日から防犯に関する業務が地域づくり支援課から危機管理室に移管されたことにともない、防犯推進条例第16条の推進会議の庶務を危機管理室が処理することについて改定するものである。

[質疑]

なし

[説明]

議案第66号 学校教育法一部改正に伴う関係条例の改正について

(嶋学校教育部長)

- ・改正内容は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、現行の小・中学校に加えて、「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたことから、朝霞市体育施設設置及び管理条例、朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例、溝沼子どもプール設置及び管理条例、朝霞市健康増進センター設置及び管理条例、朝霞市博物館条例、職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例、朝霞市就学支援委員会条例、朝霞市放課後児童ク

ラブの設置及び運営の基準を定める条例、朝霞市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について所定の改正を行うものである。

[質疑]

なし

[説明]

議案第67号 朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

(薮塚健康づくり部長)

- ・改正内容は、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、新たに地域密着型サービスに移行した「地域密着型通所介護」について、サービスごとの人員、設備、運営に関する基準を定めるものである。主な内容は、基本指針、入院に関する基準、施設に関する基準、運営に関する基準を設けたほか、指定療養通所介助についても、新たに事業の方針並びに人員、設備、運営に関する基準を設けている。

[質疑]

なし

[説明]

議案第68号 朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について

(薮塚健康づくり部長)

- ・改正内容は、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、「介護予防認知症対応型通所介護」について、厚生労働省令に従い、「運営推進会議」の設置などに関する基準等の改正を行うものである。主な内容は、「介護予防認知症対応型通所介護」について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、「運営推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、会議を開催するものである。

[質疑]

(田中副市長)

運営推進会議はどういった構成員になっているのか。

(薮塚健康づくり部長)

構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員等である。

[説明]

議案第69号 朝霞市景観計画策定委員会条例の廃止について

(澤田都市建設部長)

- ・朝霞市景観計画策定委員会において、本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図り、市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちなの実現に寄与するため、朝霞市景観計画の策定を進めてきたが、平成28年4月1日より同計画が施行されたことから、本条例を廃止するものである。

[質疑]

なし

[説明]

議案第70号 工事請負契約の締結について

(重岡危機監理監)

- ・工事名は、防災行政無線デジタル化整備工事である。
- ・工事概要は、既設のアナログ防災行政無線をデジタル化するものである。
- ・入札の経過は、4月28日に一般競争入札を行い、4社が応札し、その結果、株式会社ミライト埼玉営業所が、4億2,323万400円で落札した。
- ・その結果、株式会社ミライト埼玉営業所と請負契約を締結したく提案したものである。

[質疑]

なし

[説明]

議案第71号 工事請負契約の締結について

(澤田都市建設部長)

- ・工事名は、根岸台第1幹線下水工事(第3工区)である。
- ・工事概要は、旧暫定逆線引き地区である岡1丁目をはじめとする市街化の進展に伴い、当該地域の雨水排水処理能力の向上が必要となったため、推進工法により内径1,200メートルの雨水管を県道和光志木線に整備するもので、工事延長は209メートルである。
- ・入札経過は、4月28日に一般競争入札を行い、13社が応札し、その結果、株式会社林土木関東支店が、1億6,232万4,000円で落札した。
- ・その結果、株式会社林土木関東支店と請負契約を締結したく提案したものである。

[質疑]

なし

【結果】

原案のとおり決定する

【閉会】